

## 令和5・6年度 建設工事等競争入札参加資格 格付及び審査基準について

1 建設工事に係る資格は、一般土木工事や建築工事など13種類、設計等に係る資格は、土木設計や測量など7種類です。

そのうち、「農業土木工事」「水産土木工事」「森林土木工事」「一般土木工事」「舗装工事」「建築工事」「電気工事」「管工事」の8資格については、経営事項審査の基準に則って算定した客観的要素（客観点）と技術・社会的要素（工事施行成績評定結果や表彰受賞により付与される技術点や働き方改革推進企業認定、担い手の確保等に応じて付与される社会点）を合わせた総合評定数値に応じて、別途定める格付基準点により、AからCの3等級（農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事、一般土木工事、建築工事、電気工事、管工事）、又はA・Bの2等級（舗装工事）の格付けを行っています。

また、一般土木工事の資格については、さらにA等級をA1・A2に区分しています。

2 格付に係る客観的要素及び技術・社会的要素の審査項目並びに基準は、次のとおりです。

### (1) 客観的要素（客観点）

客観的要素は、平成20年国土交通省告示第85号に定める審査項目及び基準により算出しています。ただし、客観的要素の算出にあたり、X1評点については、道の入札参加資格の種類に対応する建設業許可業種に係る完成工事高の合計により再算定した評点を、Z評点については、経営事項審査により算出された評点のうち、道の入札参加資格の種類に対応する建設業許可業種の最高点をもって、算出しています。

### (2) 技術・社会的要素（技術・社会点）

ア 技術・社会的要素の審査項目は、次のイ～サのうち申告のあった項目になります。

イ 工事施行成績（北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）第4の既定により評定した工事施行成績。以下同じ。）

定期の申請による資格の審査を行う年の前年及び前々年（令和3年1月1日から令和4年12月31日の間）に完成した、審査対象となる資格の種類に係る工事施行成績評定点の平均値及び500万円以上の工事の履行実績を、次の算式によって計算した評定数値となります。

なお、工事施行成績評定結果がない者は、評定数値は0点となります。

$$\text{算式：評定数値} = G \times (a - b) \times k$$

a：審査対象となる資格の種類に係る工事施行成績の平均値（小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨て）

b：成績評定原点数値（建築工事、電気工事及び管工事は65、その他は70）

G：反映係数（建築工事、電気工事及び管工事は3、その他は4）

k：補正率 $= (c1+c2) + 0.2 \times \sqrt{d} + 1.0$ で算出した値（少数第3位以下に端数がある場合はこれを四捨五入）

c1：履行件数の補正係数（表1の履行件数に応じた値）

c2：工事価格帯補正係数（審査対象となる資格の種類ごとに表2の係数を工事価格帯ごとの履行件数に乘じ、その総和を総履行件数で除した値。ただし、少数第3位以下に端数がある場合はこれを四捨五入）

（表1）

履行件数	補正係数(c1)
5以下	0.00
6～10	0.02
11～15	0.04
16以上	0.06

(表2)

ただし、c1及びc2に係る履行件数については、前年及び前々年に完成した工事件数を対象とします。

- d：前年及び前々年に完成した、審査対象となる資格の種類に係る工事の実績額（多年度にわたる工事は各年度の支払額を実績額）（単位は億円とし、少数第3位以下に端数がある場合はこれを四捨五入）

工事施行成績の平均値に小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨てます。

また、評定数値の上限値は240点とし下限値は0点とします。

資格の種類	工事価格	係数
一般土木	7千万円以上	0.00
	3.5千万円以上7千万円未満	0.02
	3.5千万円未満	0.04
舗装	6千万円以上	0.00
	6千万円未満	0.02
建築	10千万円以上	0.00
	4千万円以上10千万円未満	0.02
	4千万円未満	0.04
電気	2千万円以上	0.00
	7百万円以上2千万円未満	0.02
	7百万円未満	0.04
管	2.5千万円以上	0.00
	8百万円以上2.5千万円未満	0.02
	8百万円未満	0.04
農業土木	7千万円以上	0.00
	3.5千万円以上7千万円未満	0.02
	3.5千万円未満	0.04
水産土木	6千万円以上	0.00
	3.5千万円以上6千万円未満	0.02
	3.5千万円未満	0.04
森林土木	5.5千万円以上	0.00
	2.5千万円以上5.5千万円未満	0.02
	2.5千万円未満	0.04

## ウ 表彰

定期の申請による資格の審査を行う年の前年及び前々年（令和3年度及び令和4年度）に決定した次の各項目の表彰受賞者に対し、当該項目に定める点数を付与しています。ただし、次の項目により付与する点数の合計は20点を上限とし、(イ)の表彰を複数回受賞した場合であっても、(イ)に定める点数が上限となります。

- (ア) 審査担当部の優良業者等選考委員会が選考する表彰（知事表彰）

選考を行う審査担当部が審査する資格の種類につき20点

- ・ 農業農村整備事業に係る優秀業者表彰
- ・ 水産林務部工事等優秀業者表彰
- ・ 建設部工事等優秀者表彰

- (イ) 建設管理部工事優良企業選考委員会が選考する表彰（振興局表彰）

建設部が審査する資格の種類につき10点

- ・ 建設管理部優良企業表彰

## エ 働き方改革推進企業認定の審査基準

申請書を提出する日において、北海道働き方改革推進企業認定制度実施要綱（平成31年3月15日雇労第1287号）（以下「働き方要綱」という。）の別表第2における認定を受けている者については次の各項目に定める点数を付与しています。

- (ア) ゴールド認定又はシルバー認定を受けている者 12点

- (イ) ブロンズ認定を受けている者 10点

- (ウ) ホワイト認定を受けている者 5点

## オ 高年齢継続雇用対策、女性の活躍支援及び障がい者の就労支援の審査基準

- (ア) 高年齢継続雇用対策については、申請書を提出する日において、働き方要綱の別表第1における評価基準5号又は6号に該当がある者については2点を付与しています。

- (イ) 女性の活躍支援については、申請書を提出する日において、働き方要綱の別表第1における評価基準1号に該当がある者又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に定める一般事業者であって常時雇用する労働者の数が100人を超えるもので、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届出して同計画を実践している者については3点を付

与しています。

(ウ) 障がい者の就労支援については、申請書を提出する日において、働き方要綱の別表第1における評価基準7号、8号又は9号に該当がある者については3点を付与しています。

#### カ 季節労働者通年雇用対策の審査基準

「季節労働者通年雇用化申告制度実施要領」（令和2年11月13日雇対第900号）による評価を受け申告した者については10点を付与しています。

#### キ 担い手の確保の審査基準

「担い手の確保申告要領の制定について」（平成26年11月20日建管第1638号）により申告した者については12点を付与しています。

#### ク 人材育成の審査基準

「人材育成申告要領の制定について」（平成30年11月27日建管第1073号。以下「人材要領」という。）により申告した者については次の各項目に定める点数を付与しています。ただし、当該各項目においてそれぞれ該当する事項が複数ある場合であっても、当該各項目ごとに定める点数を上限としています。

(ア) 人材要領3（1）に該当する者 5点

(イ) 人材要領3（2）に該当する者 5点

#### ケ ゼロカーボン北海道への貢献の審査基準

申請をしようとする月の1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請をしようとする月の初日）において、「北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組部門」における「ゼロカーボン・チャレンジャー」登録実施要領等の策定について」（令和4年3月31日環境第2633号）による登録を受けている者については3点を付与しています。

#### コ 環境への取組の審査基準

申請をしようとする月の1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請をしようとする月の初日）において、次の各項目に該当する者については、当該各項目に定める点数を付与することができます。ただし、次の項目により付与する点数の合計は3点を上限とします。

(ア) 一般財団法人持続性推進機構からエコアクション21の認証を取得している者 3点

(イ) 一般社団法人北海道商工会議所連合会エイチ・イー・エス推進機構から北海道環境マネジメントシステムスタンダードの認証を取得している者 3点

(ウ) 「北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門」又は「さっぽろエコメンバー」の登録を受けている者 3点

#### サ 安全・安心への貢献の審査基準

「安全・安心への貢献申告要領の制定について」（平成20年12月1日建情第918号。以下「安全要領」という。）により申告した者については次の各項目に定める点数を付与しています。ただし、当該各項目においてそれぞれ該当する事項が複数ある場合であっても、当該各項目ごとに定める点数を上限とします。

また、当該項目の(イ)及び(ウ)により付与する点数の合計は10点を上限とし、(エ)、(オ)及び(カ)により付与する点数の合計は30点を上限としています。ただし、(オ)及び(カ)の重複付与はできません。

(ア) 安全要領3（1）に該当する者 20点

(イ) 安全要領3（2）アに該当する者 10点

- (ウ) 安全要領3（2）イに該当する者 10点
- (I) 安全要領3（3）アに該当する者 30点
- (オ) 安全要領3（3）イに該当する者 20点
- (カ) 安全要領3（3）ウに該当する者 10点

(3) 技術・社会的要素の評定数値は、各審査項目の評定数値付与点数の和となります。

### 3 総合評定数値の算出について

建設工事に係る競争入札参加資格格付のための総合評定数値は、客観的要素の評定数値（客観点）と技術・社会的要素の評定数値（技術・社会点）との和となります。